

第20回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和5年1月31日（火）
9時30分から10時56分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・平賀祐史委員

5 議事

- 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画について
- 議案第5号 非農地判断について

- 6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:30	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第20回日南市農業委員会総会を開会いたします。18番平賀祐史会長代理より欠席届が提出されています。ただ今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に2番田端功委員、3番河野正信委員の両名を指名します。
	事務局	次に、本日の日程について事務局より説明させます。 それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会はお手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。

	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですから、事務局説明のと通りの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
	事務局	提案理由の説明の前に、議案の修正がございますのでお願いいたします。総会資料6ページ、議案第4号、農地利用集積計画利用権設定、受付番号1番につきまして、本人から申し出がありましたので、右から5列目の「始期」を4月1日に修正をお願いします。また、受付番号2番から4番につきましては、12月総会で借受人死亡により取消しがあった案件がありましたが、今回経営を継承された息子さんが申請するものです。右から5列目の「始期」を2月1日に修正をお願いします。これに伴いまして、左から4列目の「経営面積」を70410.34㎡に修正をお願いします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました4件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番、2番、4番は経営規模拡大のため、受付番号3番は耕作に便利のためとなっております。 次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事への申請がありました1件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は植林のためとなっております。 次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました9件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番から3番、5番から7番、9番は植林のため、受付番号4番は農業用施設用地で埋却

	事務局	地用のため、受付番号 8 番は一般個人住宅用地のためとなっております。 次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、26 件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が 5 件、更新の利用権設定が 1 件、所有権移転が 2 件、中間管理権設定が 18 件となっております。 次に、議案第 5 号、非農地判断について、利用状況調査及び荒廃農地発生解消状況に関する調査により、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、非農地として農業委員会が判断する必要があることから、53 件について審議していただきますよう提案いたします。整理番号 1 番から 53 番は全て非農地判断基準の 5 番「耕作放棄地で一定水準の物理的条件整備が必要」という項目に該当する農地であります。以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鵜戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 をお願いいたします。 なお、本日は農業者年金加入推進対策会議の開催もお願いいたします。地区別審査内で終わらない場合は、総会後をお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 10 時 15 分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。 地 区 別 審 査 （各会場にて）

10:15	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請について4件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16番山口です。受付番号1番について説明します。1月24日、譲渡人に電話確認し、譲受人、金丸委員と1月26日現地調査しました。譲渡人は市外在住で、譲受人は市内在住で水稻、蜜柑を栽培されている兼業農家です。申請地は、JA酒谷支所から飢肥方面へ100m進み、左手の桜馬場橋を渡り左手の農道を約500m進んだ水田の一画です。譲渡人の父が十数年前から譲受人に耕作を依頼しており、相続した譲受人は市外在住で管理が出来ないということで、譲受人に相談したところ購入してもらうことになったそうです。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	山 元	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。平賀委員が欠席ですので、代わって受付番号2番について説明します。1月24日、譲渡人に電話で確認し、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、吾田地区星倉字渡瀬で、病院の北側に位置し、JR日南線北側100mの所にある水田です。譲受人が長年管理されていた水田で、今回譲渡人が高齢のため購入を依頼されたそうです。譲受人は水稻果樹を栽培されており、特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号3番について説明します。1月25日、譲渡人に電話で確認し、1月27日現地調査しました。申請地は、鵜戸地区富士で、国道220号線を宮崎方面へ向かい、富士交差点を右折し約200m先の県道横です。昨年7月に譲受人から申請があった場所に隣接しています。現在は貯木場となっていますが、購入後は整地をして露地野菜を栽培するとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしく願

10 : 26	川 添	します。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	谷 元	はい、15 番谷元です。受付番号 4 番について説明します。申請地は、北郷町郷之原で、県道日南高岡線沿いの運送会社事務所の裏になります。譲渡人は県外在住で、譲受人は水稻を栽培する農家です。譲渡人には電話確認しております。この農地は、利用権設定をされておりましたが、譲渡人は後継者もなく今回所有権移転することになりました。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について 1 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、12 番歌津です。受付番号 1 番について説明します。1 月 24 日、申請人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、風田地区で、国道 220 号線沿い障害者福祉施設前の信号機から市道を山手に約 300m 進んだ正面の杉林の一画の 2 筆です。申請地は既に伐採が済んでおり、南那珂森林組合に植林を委託したところ、登記地目が畑であることが判明し、今回の申請に至りました。付近は山林化しており、周囲に影響を与える農地はありません。境界付近の土砂の流出を防ぎ、今後付近に被害が発生する場合は直ちに対応しますとのことです。始末書も添付されており、問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、担当委員の報告について質疑はありませんか。

10 : 28	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について、9 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16 番山口です。受付番号 1 番について説明します。1 月 24 日、譲渡人、譲受人双方に電話連絡し 1 月 25 日現地調査しました。譲渡人は市内で農業を営んでおり、譲受人は市内で林業を営む法人です。申請地は飢肥地区楠原で、国道 222 号線沿い山ノ口交差点から都城方面へ約 600m 進んだ左手の山林地帯の一画です。登記地目は畑ですが、現況は山林化しております。譲渡人は親から相続しましたが、相続時には既に植林されており、鳥獣被害で農作物の生産が難しくなり無断で杉を植林したようです。譲受人は植林するため適地を探していたところ、申請地は自己管理できる範囲にあるということで購入を決めたそうです。取得後は、伐採、植林を行い維持管理していくとのこと。周囲は山林化しており影響を与える農地はありません。雨水は自然浸透するとのこと。土地改良区の管轄外です。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17 番山本です。受付番号 2 番について説明します。1 月 24 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、吾田地区西弁分中浦で、中浦公民館より上隈谷方面へ約 500m 進んだ山頂にあたります。譲受人には、電話確認しましたが連絡が取れませんでした。譲受人は植林して管理する計画です。既に桜の木が植林してありました。周囲は山林化しており影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。

	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 3 番について説明します。1 月 25 日、譲受人に電話確認し、1 月 27 日、現地確認しました。申請地は鶴戸地区富士で、国道 220 号線沿いの富士交差点先の橋を渡り、左折し約 1 km 進んだ左手の隣接している 2 筆です。3 名の譲渡人はいずれも立会人の紹介で売買契約を結びましたが、登記地目が農地であることが判明し今回の申請に至ったとのことでした。周囲は山林化しており影響を与える農地はありません。譲受人は、伐採後植林し適正に管理していくとのことでした。理由書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	杉 本	はい、5 番杉本です。受付番号 4 番について説明します。1 月 27 日、事務局の日高さんと申請代理人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人には電話確認しました。申請地は細田地区仏坂で、県道 443 号線を大窪方面へ向かい、仏坂の三叉路を左折し榎原方面へ県道 54 号を約 500m 進むと正面に譲渡人の畜産会社が見えてきます。その手前右手の石材店作業場から 400m 進んだ所が申請地です。東側の川を挟んで真上に養豚場が見えます。直線で 100m から 200m の所です。譲渡人は 3 年前に離農されています。代理人によると譲受人は、口蹄疫、またはその他の伝染病が出た場合、埋却処分しなければならず、以前から近くの用地を探していましたが、ようやく今回の申請となったとのことでした。周辺は杉山と雑木で、すり鉢型の谷あいにあります。周辺に影響を与える農地はありません。人家からも離れています。横に南郷川が流れています。申請地は 2 年程耕作放棄地となっており、セイタカアワダチソウが繁茂していました。荒れない様に状況を見て、年間 2、3 回草払いをするよう指導しました。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番から 7 番について、担当委員より報告願います。

	井 上 (英)	はい、13 番井上です。受付番号 5 番から 7 番について、譲受人が同一で申請地が隣接していますので一括して説明します。1 月 24 日、譲渡人 3 人に電話確認し、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、大窪地区仮屋で、大窪小学校から串間方面へ県道を約 200m 進み左折し柑橘園地帯を約 1 km 進んだ左手西側に広がる山林にあります。譲渡人 3 人は今回譲受人に相談され売却することにしたそうです。譲受人は今後山林として管理していくそうです。3 つの案件すべて始末書も添付されており問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番、9 番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 8 番、9 番について、関連がありますので一括して説明します。1 月 24 日譲渡人、譲受人に電話確認し現地調査しました。申請地は、南郷地区榎原で、榎原神社から東へ 50m の進み、左折し 200m の所です。譲渡人は申請地の隣接地に平成 7 年に住宅を建築し同地に居住していました。高齢の為、令和 4 年 6 月に子供達のいる鹿児島へ移住し、その後譲受人との売買が決まりましたが、住宅と付属建物が、登記地目が畑の申請地に建っていることが判明し今回の申請となりました。始末書も添付されています。受付番号 9 番については受付番号 8 番の隣地の畑 3 筆です。譲受人の希望もあり移住に合わせてクヌギを植林し椎茸栽培したいとのことです。周囲は樹木で覆われており境界付近は現況変更しない為、土石の流出で付近の土地や作物に影響を与えることはありません。雨水は自然浸透します。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	会 長	私から質問です。受付番号 4 番につきまして、先ほど説明の中で谷になっている所とありましたが、将来、仮に埋却となった場合、周囲に悪影響を及ぼすということはないのでしょうか。水が下の方に浸透し悪影響を与えたという事例が県内でも出ているようですが県の見解はどうなのでしょう。県も立ち会いに行っているというのですが。

10 : 42	杉 本	県は立ち会いに行っておりませんので、聞いておりませんが、代理人によると、埋設についてはシート等を敷いて県が水漏れがないように対策は取っていくということは伺っております。県も問題がないように対策は取られると思います。
	会 長	県の振興局が立ち会っていないのですか。
	杉 本	はい、県は立ち会っておりません。代理人の行政書士さんが話をされました。
	会 長	はい、それではそういうことがないように、注視していつてください。問題は埋却した時のことです。
	議 長	その他に質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画について 26 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番から 4 番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。平賀委員に代わって説明いたします。まず、受付番号 1 番について説明します。1 月 25 日、酒谷地区の金丸委員の協力を頂いて、借受者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は酒谷 2 区で、J A 酒谷支所の後ろを流れる酒谷川沿いの高台にある農地です。現地は金柑ハウスが建っています。貸付者と借受者は祖父と孫の関係で、借受者は認定新規就農者でハウス金柑を栽培しています。特に問題ないと思います。 続きまして、受付番号 2 番から 4 番については、借受者が同一ですので一括して説明いたします。1 月 25 日、貸付者に電話確認し、借受者立ち会いのもと現地調査しました。受付番号 2 番の申請地の

平 方	1筆と受付番号3番は、吾田西二丁目の家電販売店から東に約100m進み、南に約50m進んだ左手にあります。受付番号2番の1筆は東九州自動車道東郷インターから県道風田星倉線を東に200m進んだ右手にあります。また、受付番号2番の1筆は東郷インターより南へ市道を400m進み、右折し200m進んだ左手にあります。受付番号4番の2筆は東郷インターより市道を南に400m進み左折し更に30m進んだ右手にあります。受付番号2番から4番の借受者は、水稻、果樹栽培の認定農業者です。申請地の管理は行き届いており問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
木佐貫	はい、8番木佐貫です。受付番号5番について説明します。1月25日、貸付者、借受者双方に電話確認し、借受者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、北郷町大藤で、老人福祉施設の前の橋を渡り左の農道へ入り、東九州自動車道の高架の下を抜けた目の前の田です。貸付者は果樹農家ですが、高齢のため経営を縮小されるそうです。借受人はたばこ、水稻、スイートピーの専業農家です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号6番について担当委員より報告願います。
井 上 (英)	はい、13番井上です。受付番号6番について説明します。1月24日、借受者立ち会いのもと現地調査しました。借受者は、柑橘とマンゴーを栽培する認定農業者です。貸付者と借受者は親子の関係です。更新ですので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	ただ今、各担当委員から利用権設定について報告がありましたが質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第4号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定

10 : 47	議 長	しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号 7 番、8 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。受付番号 7 番、8 番について説明します。譲受者が同一で譲渡人は親子の関係ですので一括して説明します。1 月 24 日、譲渡者、譲受者双方に電話確認し現地確認しました。申請地は南郷町潟上地区で、潟上小学校から串間方面へ約 6 km 進んだ伊崎野集落の西側に広がる果樹園の一面です。譲渡者は相続で取得されており規模縮小です。譲受者はハウス金柑を中心に経営をされている果樹農家です。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今、担当委員から所有権移転について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
10 : 49	議 長	次に、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 9 番、10 番について担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 9 番、10 番について、申請地が隣接していますので同時に説明します。1 月 27 日、現地確認しました。申請地は飢肥地区吉野方で、永吉交差点から県道を西へ 300m 進み、山本橋手前から倉掛地区に入り約 500m の左側に広がる水田地帯の一面です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 11 番について担当委員より報告願います。

10 : 54	高 橋	はい、14 番高橋です。受付番号 11 番について説明します。1 月 26 日、貸付者に電話確認し、1 月 27 日、現地確認しました。申請地は、東郷地区東弁分で、自動車整備工場から東郷橋へ向かう途中の高速道路の高架の左右にある田です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしく申し上げます。以上です。 今回から、東郷地区の乙東と甲東、鶴戸地区宮浦を担当させていただくことになりました。よろしく申し上げます。
	議 長	続きまして、受付番号 12 番から 26 番について担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 12 番から 26 番について説明します。申請地は、殿所地区に水田 19 筆、益安地区の水田 7 筆の合計 26 筆です。1 月 25 日から 1 月 26 日にかけて現地確認し、中間管理機構担当の農政課に農地集積状況を確認しました。これまでの個人同士の契約を中間管理機構で行うものです。耕作者、賃借料も変わりません。中間管理機構との設定ですので問題ありません。なお、面積は、殿所地区が 20,659 m²、益安地区が 7,340 m²です。権利の設定を受ける者の変更ありません。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員のから中間管理権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 5 号、非農地判断について、53 件の審議をお願いします。それでは、整理番号 1 番から 53 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17 番山本です。整理番号 1 番から 53 番について説明しま

	山 本	す。昨年7月、境農地調査員の調査後、私と境調査員とで現地確認しました。申請地は、吾田地区中浦一帯です。山に囲まれた地域で、鳥獣被害が酷く、水田の1枚1枚が狭く機械作業が出来ない場所です。大きな雑木は生えていませんが、日当たりが悪く耕作してありません。耕作不可能と判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第5号、非農地判断について、賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり承認することに決定しました。
10:56	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。
11:21		《報告事項》 終 了

第20回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長 谷口 光 

署名委員 田端 功 

河野 正信 